

平成 22 年度地域包括支援センター事業評価及び指導について

1 平成 22 年度事業評価及び指導の目的

各地域包括支援センター(以下「センター」という。)が実施している「 仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」及び「 介護保険の給付対象となる指定介護予防支援事業」が適切に行われていることを調査・確認する。

事業評価及び指導の結果は各センターに通知し、今後の事業運営に役立てられるものとする。

2 包括的支援事業等の事業評価実施概要(「 包括的支援事業等の委託業務」が対象)

(1) 実施内容

事業評価は「業務評価」及び「業務監査」により行う。

業務評価 センターが実施している業務が、市が求める業務水準を満たしているかについて、書面調査、現地調査及び聴取により確認し、評価するもの。

センターが事前に記載する「自己評価票」をもとに現地でのヒアリングを行う。

自己評価票

下記の項目について、「平成 22 年度地域包括支援センター自己評価の着眼点」(資料 3-2)を基準として、センターがそれぞれ現状を自己評価するもの。自己評価の内容をもとに、現地調査におけるヒアリングを実施する。

(評価項目)

1. 総合相談支援業務
2. 権利擁護業務
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4. 介護予防関連業務
5. 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり
6. 運営体制

業務監査 センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているかについて、センターが事前に記載する「自己チェック票」をもとに現地にて確認するもの。

主な項目

職員体制、事務所の状況、苦情受付体制、相談体制、経理・事務管理

(2) 事業評価の総括

現地調査終了後、事務局は「業務評価」及び「業務監査」の結果をとりまとめ、各センターの総合的な評価を実施する。そして、評価内容をまとめた「地域包括支援センター事業評価総括票」(資料 3-3)を作成・送付し、今後のセンターの事業展開に役立ててもらおうものとする。

(3) 改善状況報告及び再調査

事業評価の結果、業務を実施するにあたって改善が必要な事項があるセンターに対して「改善事項通知書」を通知し、改善を求める。当該センターは、その結果を「改善状況報告書」としてとりまとめ、提出する。

改善状況報告書の提出を受け、その確認の必要がある場合は、再調査を行うものとする。

なお、事業評価において重大な問題点等があり、改善の見込等もなく、地域包括支援センター業務を来年度以降委託することが困難と判断された場合は、介護保険審議会の議を経て来年度の委託先として選定しない場合もあることとする。

(4) 実施体制

事業評価の実施にあたっては、健康福祉局保険高齢部介護予防推進室が事務局となり、現地調査等を実施する。

区役所(保健福祉センター)及び総合支所は、以下の役割を担って事業評価に携わる。

特定高齢者ケアプラン等の事前確認 (介護予防推進室と合同)

自己評価票の内容確認及び区役所・総合支所の立場からの補足意見提示

事業評価総括票の内容確認及び意見提示

また、昨年度の事業評価において「工夫・改善を要する」という評価結果となった項目をはじめ、取組状況を特に確認する必要があると判断される事項があるセンターについては、区役所(総合支所)が介護予防推進室の現地調査に同行して事業実施状況を確認する。

3 指定介護予防支援事業所(=地域包括支援センター)の指導概要
(「指定介護予防支援事業」が対象)

平成 22 年度 指導方法	根拠法令	指導項目	指導 日程	備考
面接指導	介護保険法 第 23 条	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準・勤務体制 ・介護予防ケアマネジメント実施 状況 ・介護予防サービス提供事業所 の利用状況 ・介護予防支援業務の委託 ・介護予防支援費の請求状況 ・介護予防サービスの適正利用 	9 月 下旬 ~ 10 月 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市役所会議室にて 実施。 ・原則として、昨年度、実 地指導(営利法人監査 を含む。)を実施した事 業所を対象とする。
実地指導 介護予防推 進室による事 業評価と合同 で実施。	同上	上記に以下の項目を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定 ・掲示 ・苦情処理 ・秘密保持 ・給付実績確認状況 	10 月 中旬 ~ 11 月 下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所内にて実施。 ・原則として、昨年度、面 接指導を実施した事業 所を対象とする。

事務局は健康福祉局保険高齢部介護保険課指導係

参考:介護保険法第 23 条(文書の提出等)

市町村は、保険給付に対して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらであった者(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

【参考】地域包括支援センターの事業内容

地域包括支援センターは、「 仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」と「 介護保険の支給対象となる指定介護予防支援の事業」を実施している。

【根拠規定】

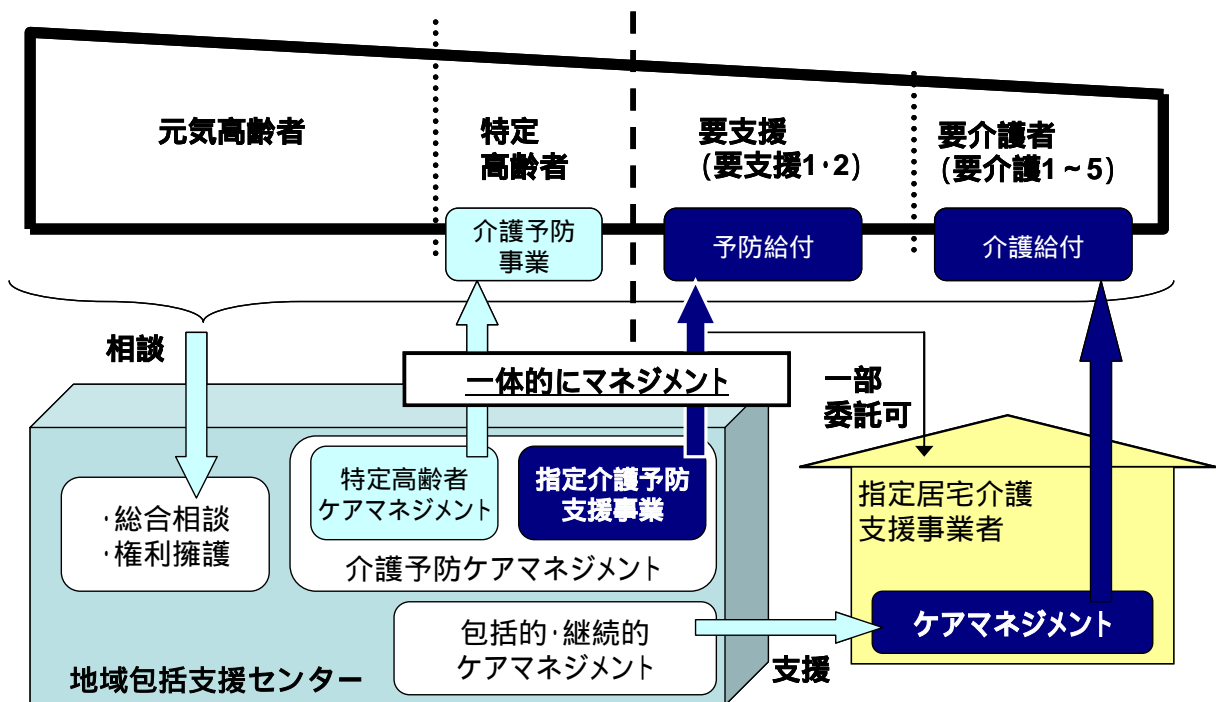
< について >

市町村は、老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業等の実施を委託できる(介護保険法第 115 条の 46)。包括的支援事業実施の委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができる(介護保険法第 115 条の 45)。

< について >

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行われる(介護保険法第 115 条の 22)。要支援者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費が支給される(介護保険法第 58 条第 1 項)。

【イメージ図】



地域包括支援センター事業評価及び指導の流れ

